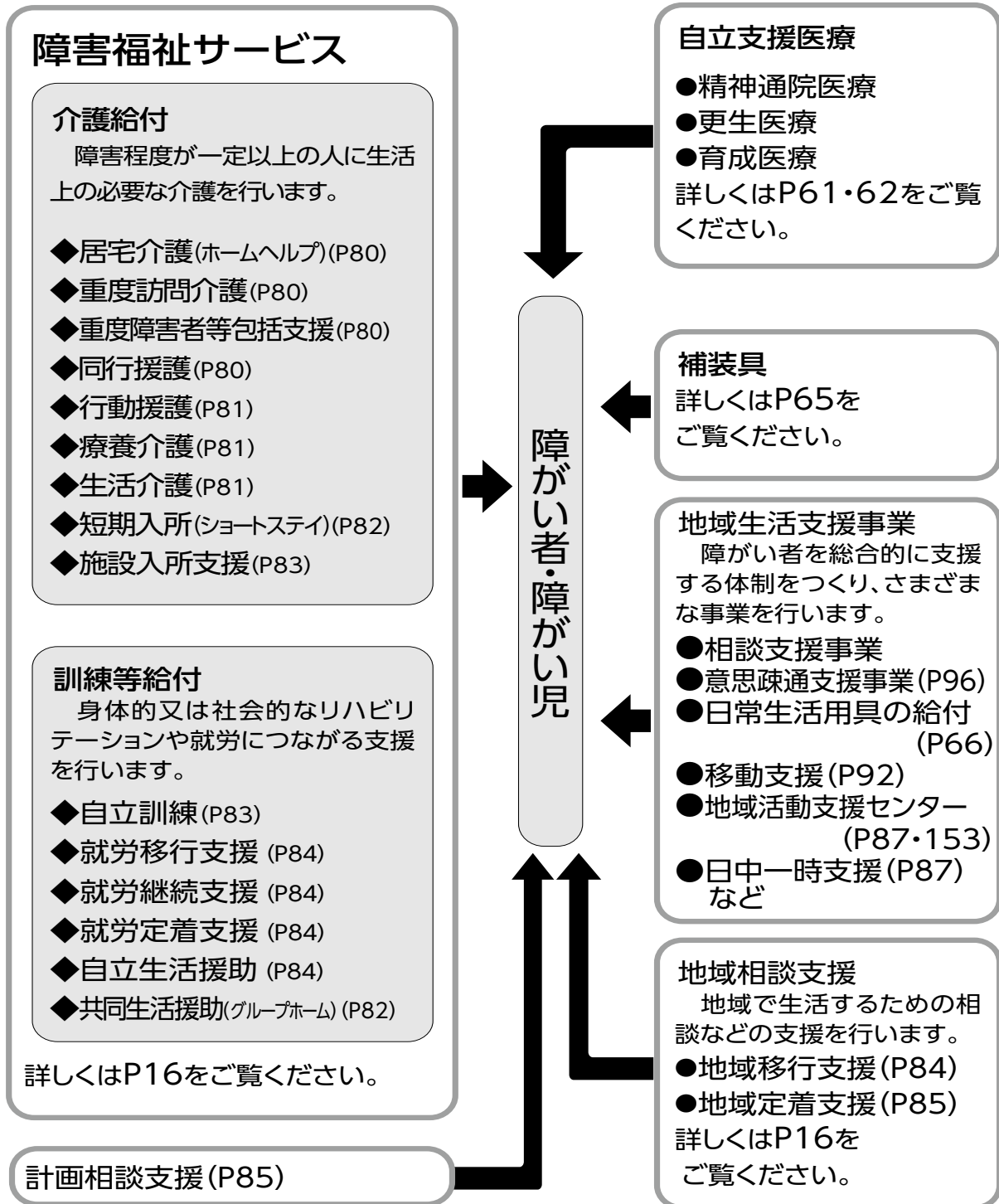


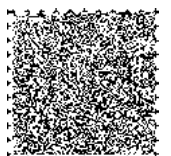


障害者総合支援法による福祉サービスのしくみ

障害者総合支援法のもとでは、障がいの種類や年齢によらない共通の福祉サービスが、身近な地域において受けられるようなしくみになっています。



※この冊子に掲載した障害福祉サービスに該当する事業には「障サ」マーク、地域生活支援事業には「地」マークを表示しています。





障害福祉サービス・地域相談支援

サービスの内容

障害福祉サービス（介護給付）

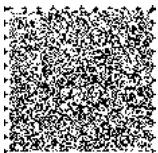
サービスの名称	内 容	関連ページ
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行います。	80
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。	80
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	80
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。	80
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。	81
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。	81
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供します。	81
短期入所（ショートステイ）	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	82
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。	83

障害福祉サービス（訓練等給付）

サービスの名称	内 容	関連ページ
自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。	83
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います。	84
就労継続支援（A型（雇用型）、B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	84
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	84
自立生活援助	施設を利用していた人が、一人暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。	84
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、又は、一人暮らし等への移行を希望する入居者について、一人暮らし等への移行及び移行後の定着に関する相談その他日常生活上の援助を行います。	82

地域相談支援

サービスの名称	内 容	関連ページ
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。	84
地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。	85

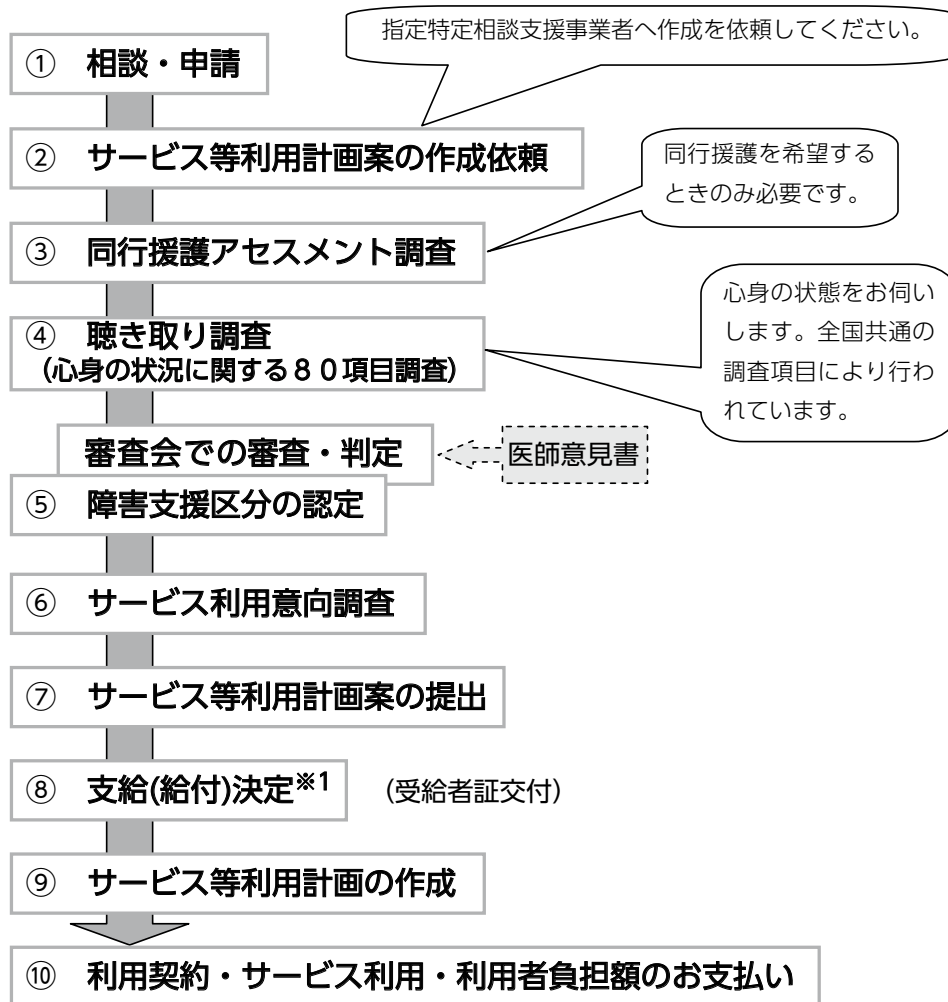




障害福祉サービス・地域相談支援の申請から利用までの流れ

障害福祉サービス又は地域相談支援を希望する場合は、身体、知的及び精神の障がいのある方は地域福祉課で、難病の方（対象の369疾病）は地域健康課で相談をしてください。

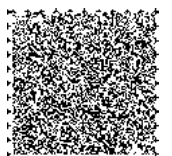
なお、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険が優先となります。詳しくは各障がい担当の相談窓口（P28 参照）へお問い合わせください。



希望するサービスによって、流れは以下のとおりとなります。

- ・介護給付費（同行援護を除く）…①、②、④～⑩
- ・同行援護…①～③、⑥～⑩
- ・訓練等給付…①、②、④、⑥～⑩
- ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）…①、②、④、⑥～⑩

※1 訓練等給付のうち「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」については、2か月以内の暫定支給経過後に、サービスが適正か判断して本支給決定を行います。





①障害福祉サービスなどの相談・申請

	相談・申請先	申請に必要な証書等	
身体障がい者	【相談・申請とも】 地域福祉課	マイナンバー確認書類 ※詳細についてはP14	身体障害者手帳（18歳以上の方は、手帳をお持ちの方が対象です。18歳未満で手帳のない方はご相談ください。）
知的障がい者			愛の手帳、療育手帳（手帳のない方はご相談ください。）
精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳等 （手帳等のない方はご相談ください。）
難病の方 （対象の369疾病）	【相談】 地域健康課 【申請】 地域福祉課		難病医療費助成の医療券等 （医療券等のない方はご相談ください。）

相談・申請先の所在地、電話番号等は、P28をご覧ください。
対象となる369疾病については、P19をご覧ください。

区役所から医師に意見書の作成を依頼する場合があります。主治医の氏名並びに医療機関名、所在地及び電話番号がわかるものをお持ちください。主治医がない場合はご相談ください。

②サービス等利用計画書の提出依頼

サービスの申請をされた利用希望者には、サービス等利用計画書を提出していただきますので、サービス等利用計画書の作成を指定特定相談支援事業者（P161）に依頼してください。

サービス等利用計画書には、サービスの種類、内容、量のほか、利用希望者やその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活上での解決すべき課題、サービスを提供する上での留意事項などが記載されます。

③同行援護アセスメント調査

同行援護を希望される方に対して、視力などについての簡単な聞き取りを行います。

④聴き取り調査

同行援護を除く、すべてのサービス利用希望者に対する聴き取り調査です。利用希望者の心身の状態をきめ細かく把握できるよう、全国統一の80項目の調査（認定調査）と、本人及び家族の状況や現在受けているサービス内容、家族からの介護の状況などの調査（概況調査）を行います。このとき、⑥のサービス利用意向調査をあわせて行う場合もあります。

⑤障害支援区分の認定

④の調査結果と医師の意見書をもとに、審査会による審査・判定を経て、障害支援区分を認定します。

障害支援区分は、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すものです。非該当と区分1から区分6に分けられます。

⑥サービス利用意向調査

利用希望者を取り巻く環境や、受けようとしているサービスの内容、利用目的等具体的にどのような意向があるのかを伺います。

⑦サービス等利用計画書の提出

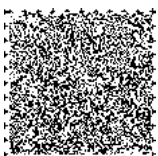
②で依頼したサービス等利用計画書を提出していただきます。この計画書は、サービスの支給（給付）決定時に勘案する資料のひとつになります。

⑧支給（給付）決定（受給者証交付）

①～⑦の結果をふまえて、障害福祉サービスの支給又は地域相談支援の給付の要否を決定します。支給（給付）決定がされると、サービスの種類、支給量、有効期間、負担上限額等が定められ、これらの項目を記載した障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証が交付されます。

⑨サービス等利用計画の作成

支給（給付）決定を受けた利用者は、サービス等利用計画を作成した指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画の作成を依頼してください。サービス等利用計画は、⑦で提出したサービス等利用計画書に当該サービスの利用料、サービスを提供する事業者の担当者を追加したものです。





⑩利用契約・サービス利用・利用者負担額のお支払い

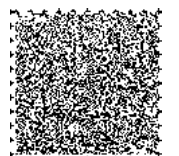
支給（給付）決定を受けた利用者は、⑨のサービス等利用計画により、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者などと利用契約を結び、サービスの利用を開始します。

利用者はサービスの利用後、サービス提供事業者や施設等に、利用者の支払い能力に応じた利用者負担額をお支払いいただきます。利用者負担額については、P22以降をご覧ください。

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※新たに対象となる疾病（3疾病） △表記が変更された疾病（5疾病） ○障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	45	大田原症候群	85	クルーゾン症候群
2	アイザックス症候群	46	オクシピタル・ホーン症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症
3	IgA腎症	47	オスラー病	87	グルタル酸血症1型
4	IgG4関連疾患	48	カーニー複合	88	グルタル酸血症2型
5	亜急性硬化性全脳炎	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	89	クロウ・深瀬症候群
6	アジソン病	50	潰瘍性大腸炎	90	クローン病
7	アッシャー症候群	51	下垂体前葉機能低下症	91	クロンカイト・カナダ症候群
8	アトピー性脊髄炎	52	家族性地中海熱	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
9	アペール症候群	53	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	93	結節性硬化症
10	アミロイドーシス	54	家族性良性慢性天疱瘡	94	結節性多発動脈炎
11	アラジール症候群	55	カナバン病	95	血栓性血小板減少性紫斑病
12	アルポート症候群	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	96	限局性皮質異形成
13	アレキサンダー病	57	歌舞伎症候群	97	原発性局所多汗症 ○
14	アンジェルマン症候群	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	98	原発性硬化性胆管炎
15	アントレー・ピクスラー症候群	59	カルニチン回路異常症	99	原発性高脂血症
16	イソ吉草酸血症	60	加齢黄斑変性 ○	100	原発性側索硬化症
17	一次性ネフローゼ症候群	61	肝型糖原病	101	原発性胆汁性胆管炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）	102	原発性免疫不全症候群
19	1p36欠失症候群	63	環状20番染色体症候群	103	顕微鏡的大腸炎 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	64	関節リウマチ	104	顕微鏡的多発血管炎
21	遺伝性ジストニア	65	完全大血管転位症	105	高IgD症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	66	眼皮膚白皮症	106	好酸球性消化管疾患
23	遺伝性腭炎	67	偽性副甲状腺機能低下症	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	68	ギャロウェイ・モフト症候群	108	好酸球性副鼻腔炎
25	ウィーバー症候群	69	急性壊死性脳症 ○	109	抗糸球体基底膜腎炎
26	ウィリアムズ症候群	70	急性網膜壊死 ○	110	後縦靭帯骨化症
27	ウィルソン病	71	球脊髄性筋萎縮症	111	甲状腺ホルモン不応症
28	ウエスト症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	112	拘束型心筋症
29	ウェルナー症候群	73	強直性脊椎炎	113	高チロシン血症1型
30	ウォルフラム症候群	74	巨細胞性動脈炎	114	高チロシン血症2型
31	ウルリッヒ病	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	115	高チロシン血症3型
32	HTRA1関連脳小血管病	76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	116	後天性赤芽球癆
33	HTLV-1関連脊髄症 △	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	117	広範脊柱管狭窄症
34	ATR-X症候群	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	118	膠様滴状角膜ジストロフィー
35	ADH分泌異常症	79	筋萎縮性側索硬化症	119	抗リン脂質抗体症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	80	筋型糖原病	120	コケイン症候群
37	エプスタイン症候群	81	筋ジストロフィー	121	コステロ症候群
38	エプスタイン病	82	クッシング病	122	骨形成不全症
39	エマヌエル症候群	83	クリオピリン関連周期熱症候群	123	骨髄異形成症候群 ○
40	MECP2重複症候群 ※	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	124	骨髄線維症 ○
41	遠位型ミオパチー			125	ゴナドトロピン分泌亢進症
42	円錐角膜 ○			126	Sp欠失症候群
43	黄色靭帯骨化症			127	コフィン・シリス症候群
44	黄斑ジストロフィー				



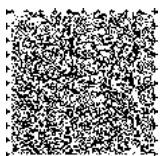


福祉サービスのしくみ

番号	疾病名
128	コフィン・ローリー症候群
129	混合性結合組織病
130	鰓耳腎症候群
131	再生不良性貧血
132	サイトメガロウィルス角膜炎 ○
133	再発性多発軟骨炎
134	左心低形成症候群
135	サルコイドーシス
136	三尖弁閉鎖症
137	三頭酵素欠損症
138	CFC 症候群
139	シェーグレン症候群
140	色素性乾皮症
141	自己貪食空胞性ミオパチー
142	自己免疫性肝炎
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
144	自己免疫性溶血性貧血
145	四肢形成不全 ○
146	シトステロール血症
147	シトリン欠損症
148	紫斑病性腎炎
149	脂肪萎縮症
150	若年性特発性関節炎
151	若年性肺気腫
152	シャルコー・マリー・トゥース病
153	重症筋無力症
154	修正大血管転位症
155	ジュベール症候群関連疾患
156	シュワルツ・ヤンペル症候群
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
158	神経細胞移動異常症
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
160	神経線維腫症
161	神経有棘赤血球症
162	進行性核上性麻痺
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
164	進行性骨化性線維異形成症
165	進行性多発性白質脳症
166	進行性白質脳症
167	進行性ミオクローヌスてんかん
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
170	スタージ・ウェーバー症候群
171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
172	スミス・マギニス症候群
173	スモン ○
174	脆弱 X 症候群
175	脆弱 X 症候群関連疾患
176	成人発症スチル病 △

番号	疾病名
177	成長ホルモン分泌亢進症
178	脊髄空洞症
179	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
180	脊髄髄膜瘤
181	脊髄性筋萎縮症
182	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
183	前眼部形成異常
184	全身性エリテマトーデス
185	全身性強皮症
186	先天異常症候群
187	先天性横隔膜ヘルニア
188	先天性核上性球麻痺
189	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
190	先天性魚鱗癬
191	先天性筋無力症候群
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症
194	先天性腎性尿崩症
195	先天性赤血球形成異常性貧血
196	先天性僧帽弁狭窄症
197	先天性大脳白質形成不全症
198	先天性肺静脈狭窄症
199	先天性風疹症候群 ○
200	先天性副腎低形成症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症
202	先天性ミオパチー
203	先天性無痛無汗症
204	先天性葉酸吸収不全
205	前頭側頭葉変性症
206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症 ※ 候群を含む。）
207	早期ミオクロニー脳症
208	総動脈幹遺残症
209	総排泄腔遺残
210	総排泄腔外反症
211	ソトス症候群
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
213	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
214	大脳皮質基底核変性症
215	大理石骨病
216	ダウン症候群 ○
217	高安動脈炎
218	多系統萎縮症
219	タナトフォリック骨異形成症
220	多発血管炎性肉芽腫症
221	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○
223	多発性嚢胞腎

番号	疾病名
224	多脾症候群
225	タンジール病
226	単心室症
227	弾性線維性仮性黄色腫
228	短腸症候群 ○
229	胆道閉鎖症
230	遅発性内リンパ水腫
231	チャーシ症候群
232	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
233	中毒性表皮壊死症
234	腸管神経節細胞僅少症
235	TRPV4 異常症 ※
236	TSH 分泌亢進症
237	TNF 受容体関連周期性症候群
238	低ホスファターゼ症
239	天疱瘡
240	特発性拡張型心筋症
241	特発性間質性肺炎
242	特発性基底核石灰化症
243	特発性血小板減少性紫斑病
244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
245	特発性後天性全身性無汗症
246	特発性大腿骨頭壊死症
247	特発性多中心性キャスルマン病
248	特発性門脈圧亢進症
249	特発性両側性感音難聴
250	突発性難聴 ○
251	ドラベ症候群
252	中條・西村症候群
253	那須・ハコラ病
254	軟骨無形成症
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
256	22q11.2 欠失症候群
257	乳幼児肝巨大血管腫
258	尿素サイクル異常症
259	ヌーナン症候群
260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX1B 関連腎症
261	ネフロン癆
262	脳クリアチン欠乏症候群
263	脳腫黄色腫症
264	脳内鉄沈着神経変性症（※） △
265	脳表ヘモジデリン沈着症
266	膿疱性乾癬
267	嚢胞性線維症
268	パーキンソン病
269	バージャー病
270	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
271	肺動脈性肺高血圧症
272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）





番号	疾病名
273	肺胞低換気症候群
274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
275	バッド・キアリ症候群
276	ハンチントン病
277	汎発性特発性骨増殖症 ○
278	PCDH19 関連症候群
279	非ケトーシス型高グリシニン血症
280	肥厚性皮膚骨膜症
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
283	肥大型心筋症
284	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
288	非典型溶血性尿毒症症候群
289	非特異性多発性小腸潰瘍症
290	皮膚筋炎/多発性筋炎
291	びまん性汎細気管支炎 ○
292	肥満低換気症候群 ○
293	表皮水疱症
294	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
295	VATER 症候群
296	ファイファー症候群
297	ファロー四徴症
298	ファンコニ貧血
299	封入体筋炎
300	フェニルケトン尿症
301	フォンタン術後症候群 ○
302	複合カルボキシラーゼ欠損症
303	副甲状腺機能低下症
304	副腎白質ジストロフィー
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
306	ブラウ症候群
307	プラダー・ウィリ症候群
308	プリオン病
309	プロピオン酸血症
310	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
311	閉塞性細気管支炎
312	β-ケトチオラーゼ欠損症
313	ベーチェット病
314	ベスレムミオパチー
315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
316	ヘモクロマトーシス ○
317	ペリー病 △
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○

番号	疾病名
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
320	片側巨脳症
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
322	芳香族アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
324	ホモシスチン尿症
325	ポルフィリン症
326	マリネスコ・シェーグレン症候群
327	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群 △
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
330	慢性再発性多発性骨髄炎
331	慢性膀胱炎 ○
332	慢性特発性偽性腸閉塞症
333	ミオクロニー欠伸てんかん
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
335	ミトコンドリア病
336	無虹彩症
337	無脾症候群
338	無βリポタンパク血症
339	メープルシロップ尿症
340	メチルグルタコン酸尿症
341	メチルマロン酸血症
342	メビウス症候群
343	メンケス病
344	網膜色素変性症
345	もやもや病
346	モワット・ウイルソン症候群
347	薬剤性過敏症症候群 ○
348	ヤング・シンプソン症候群
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
351	4p 欠失症候群
352	ライソゾーム病
353	ラスムッセン脳炎
354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
355	ランドウ・クレフナー症候群
356	リジン尿性蛋白不耐症
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
358	両大血管右室起始症
359	リンパ管腫症 / ゴーハム病
360	リンパ管筋腫症
361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
362	ルビンシュタイン・テイビ症候群

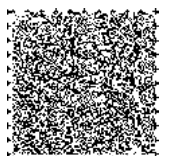
番号	疾病名
363	レーベル遺伝性視神経症
364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
366	レット症候群
367	レノックス・ガストー症候群
368	ロスムンド・トムソン症候群
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

対象外となった疾病について

※以下の疾病については、障害者総合支援法の対象外ですが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいを管轄する窓口までお問い合わせください。

平成 27 年 1 月 1 日以降対象外	
1	劇症肝炎
2	重症急性膀胱炎
平成 27 年 7 月 1 日以降対象外	
1	肝外門脈閉塞症
2	肝内結石症
3	偽性低アルドステロン症
4	ギラン・バレ症候群
5	グルココルチコイド抵抗症
6	原発性アルドステロン症
7	硬化性萎縮性苔癬
8	好酸球性筋膜炎
9	視神経症
10	神経性過食症
11	神経性食欲不振症
12	先天性 QT 延長症候群
13	TSH 受容体異常症
14	特発性血栓症
15	フィッシャー症候群
16	メニエール病
令和元年 7 月 1 日以降対象外	
1	正常圧水頭症

(※) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第 X 因子欠乏症は、対象疾病番号 141 (自己免疫性後天性凝固因子欠乏症) に統合





障害福祉サービス等の利用者負担と軽減策

①利用者負担額の負担上限月額の設定

利用者負担については、P24の表のとおり所得に応じた負担上限月額が設定されています。ただし、1割負担のほうが低い場合には1割負担の額となります。

また、食費や光熱水費については実費負担となります。

②高額障害福祉サービス等給付費等

- (1) 同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や同一人が介護保険サービスを利用している場合など、利用者負担額が基準額まで軽減されます。基準額を超えて負担額を支払った場合には、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されません。

(基準額は、P24の表にある区分別に、一般=37,200円、低所得=0円)

合算の対象とする利用者負担

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 補装具（ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る）
- ・ 介護保険サービス（ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）
- ・ 障害児通所支援
- ・ 障害児入所支援

- (2) 65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

対象となる方

次の①～④を全て満たす方

- ① 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。
- ② 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあつては、前年度）において区市町村住民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。）
- ③ 障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上であったこと。
- ④ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

③食費実費負担の軽減

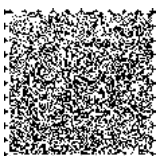
通所施設、短期入所利用者の場合、食費実費負担について、食材料費のみの負担となるように軽減されます。ただし、一般世帯のうち所得割額16万円（障がい児の場合は28万円）以上の方は、対象となりません。

④補足給付

- ・ 20歳以上の入所施設利用者（生活保護・低所得の方）
一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ 20歳未満の入所施設利用者（すべての区分の方が対象です）
地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ グループホーム利用者（生活保護・低所得の方）
家賃の実費負担が月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）軽減されます。

⑤生活保護への移行防止策

さまざまな負担軽減をしても、生活保護の対象になる場合は、生活保護とならない額まで負担額が引き下げられます。





⑥施設通所サービス利用者負担額軽減（大田区独自の軽減策）

在宅の通所施設等利用者の場合、食費等の実費負担分を除いた利用者負担額に対して、月額5,000円を限度に助成されます。ただし、大田区で支給決定を受けている方が区内の事業所に通所する場合に限りです。対象となる障害福祉サービスは、生活介護・自立訓練・就労移行支援及び就労継続支援です。

⑦就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の多子軽減

- (1) 児童通所事業利用児童の未就学の兄・姉が、幼稚園等（注1）に通っている、もしくは児童通所支援を利用している場合、保護者が支払う利用者負担額が軽減されます。
- (2) 区市町村民税所得割の合算が77,101円未満の世帯（年収約360万円未満相当世帯。区市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯を除きます）については、未就学児に限らず、生計を一にする（注2）負担額算定基準者（注3）がいる場合に、軽減を受けることができます。

⑧就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の無償化

- (1) 対象となるサービス
 - 1 児童発達支援
 - 2 居宅訪問型児童発達支援
 - 3 保育所等訪問支援
 - 4 福祉型障害児入所施設
 - 5 医療型障害児入所施設
- (2) 対象となる期間
無償化の対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの、3年間です。
- (3) 無償化される費用
児童福祉法に基づく、サービス費用の利用者負担額
（注釈）医療費や食費等の実費負担については無償化の対象外です。

⑨児童発達支援事業所等利用事業（第2子以降の無償化）（東京都の事業）

- (1) 対象となるサービス
 - 1 児童発達支援
 - 2 居宅訪問型児童発達支援
 - 3 保育所等訪問支援
 - 4 福祉型障害児入所施設
 - 5 医療型障害児入所施設
- (2) 対象となる児童
(1)のサービスを利用する0～2歳の第2子以降の児童
- (3) 申請方法
東京都へ申請が必要となります。申請方法等の詳細については、東京都のHPをご覧ください。

注1 「幼稚園等」

幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業をいいます。

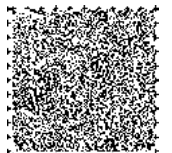
注2 「生計を一にする」

同一の家計の中で生活をしていることを言います。必ずしも同居を要件とするものではなく、余暇にはともに過ごすことを常態としている場合や、常に生活費や療養費を送金している場合も含まれます。

注3 「負担額算定基準者」

- 1 通所給付決定保護者（児童通所支援を利用する保護者）の児童
- 2 18歳に到達する前に通所給付決定保護者に監護されていた者
通所給付決定保護者の児童が成長し、18歳になっている場合
通所給付決定保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした児童を祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、18歳以上になっている場合なども該当します。
- 3 通所決定保護者又はその配偶者の直系卑属（1、2を除く）
通所給付決定保護者が再婚することにより新たに18歳以上の者を持つに至った場合や、通所給付決定保護者が18歳以上の者を新たに養子を迎えた場合などが該当します。
直系卑属とは、家系図でいう縦のつながりで、子や孫など、自分よりも後の世代を指します（実子、養子を問いません）。

※ 多子軽減措置の適用を受けるためには、多子軽減措置についての申請が必要になります。申請にあたっては、幼稚園等の通園証明書などが必要となる場合があります。





■利用者負担額の負担上限月額表

区分			通所施設・在宅サービス利用時における負担上限月額	入所施設・グループホーム利用時における負担上限月額
生活保護世帯			0円	0円
区市町村民税非課税世帯（低所得）			0円	0円
区市町村民税課税世帯 （一般）	障がい者	区市町村民税均等割又は所得割額年16万円未満	9,300円	37,200円
		区市町村民税所得割額年16万円以上	37,200円	37,200円
	障がい児	区市町村民税均等割又は所得割額年28万円未満	4,600円	9,300円
		区市町村民税所得割額年28万円以上	37,200円	37,200円

※ 世帯の範囲

- ・18歳以上の障がい者（施設入所の18・19歳を除く）の場合は、「本人」。配偶者のある方は「本人と配偶者」
- ・障がい児（施設入所の18・19歳を含む）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 区市町村民税の所得割額

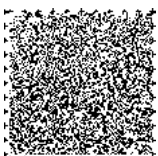
- ・16歳未満の扶養親族及び16歳以上19歳未満の特定扶養親族に関する控除がなされたものとして算定します。
- ・「住宅借入金等特別税額控除」（地方税法附則第5条の4 第6項及び第5条の4の2 第5項）及び「寄附金税額控除」（地方税法第314条の7）による税額控除前の所得割額で判定します。

児童福祉法による通所サービス

1 障害児通所支援のサービス内容

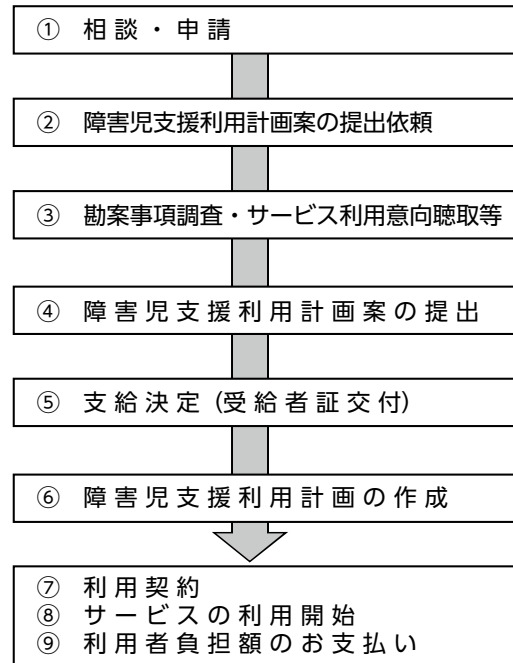
サービスの名称	内 容	関連ページ
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。	86
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。	86
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児について、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	86
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	86

※18歳未満の障害児入所支援の窓口は、東京都品川児童相談所（P36）です。





2 申請から利用まで



①相談・申請先

障害福祉課障害者支援（認定・給付）
大田区役所 1 階
電話 03 - 5744 - 1316
FAX 03 - 5744 - 1555

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はご持参ください。手帳をお持ちでない場合は、ご相談ください。またマイナンバー確認書類及び身元確認書類をご持参ください。詳細については P14 をご覧いただくか、上記申請先にお問い合わせください。

②障害児支援利用計画案の提出依頼

区は、保護者に対し障害児支援利用計画案の提出を依頼します。

③勘案事項調査・サービス利用意向聴取等

利用者及びその保護者の方と面接をし、心身の状況や利用に関する意向調査等を行います。

④障害児支援利用計画案の提出

②で提出を求められた保護者の方は、指定障害児相談支援事業者（P161）が作成した障害児支援利用計画案を提出していただきます。

障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以外の方が作成することもできます。

⑤支給決定（受給者証交付）

①から④の結果を踏まえて支給の可否を決定します。サービスの種類、支給量、有効期間、負担上限月額等を記載した受給者証を交付します。

⑥障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業者は、指定障害児通所支援事業者と連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。

⑦利用契約、⑧サービスの利用開始、⑨利用者負担額のお支払い

指定障害児通所支援事業者と、決定内容に応じた契約を結びます。サービスを利用し、利用者負担額をお支払いいただきます。利用者負担額については、詳しくは P22 以降をご覧ください。





介護保険制度

高齢者などの介護を社会全体で支えることを目的として、要介護状態に応じて必要なサービスを自分で選んで利用する制度です。 ※介護保険制度が優先されます。

■介護保険のサービスを受けられる方

65 歳以上の方 (第 1 号被保険者)	原因を問わず介護が必要であると認定された方
40 歳以上 64 歳以下の医療保険に加入している方 (第 2 号被保険者)	老化が原因とされる病気（特定疾病※）により介護が必要であると認定された方（交通事故など特定疾病以外の原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象となりません）

※特定疾病とは（16 疾病が指定されています）

- ・ 関節リウマチ
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 後縦靭帯骨化症
- ・ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ・ 初老期における認知症
- ・ 閉塞性動脈硬化症
- ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・ 両側の膝関節又は股関節の著しい変形を伴う変形性関節症
- ・ がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ 脊柱管狭窄症
- ・ 早老症
- ・ 多系統萎縮症
- ・ 脳血管疾患（外傷性を除く）
- ・ 慢性閉塞性肺疾患

■認定調査・認定審査会に関する問合先

介護保険課 認定担当 ☎ 03-5744-1478

介護保険課 調査担当 ☎ 03-5744-1452

大森地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03-5764-0656

調布地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03-3726-4136

